

服 装 規 定

服装、身だしなみは、その人の人格・教養を端的に示すものである。服装規定を守り、質素、清潔を心掛けよう。

1 制 服

- (1) 学校指定のブレザー、ズボン、スカート、カッターシャツ、ブラウス及びリボン・ネクタイを正しく着用する。
- (2) 制服の改造を禁止する。
- (3) 入学式、卒業式等の式典はブレザーを着用する。
- (4) スカート丈は膝までとする。ズボン丈はすそを引きずらない長さとし、ウエストをベルトでしっかりと締める。ベルトは黒色または茶色で、華美でないものを着用すること。
- (5) ボタンは学校指定のものをつける。
- (6) 体調や気温の変化に応じて、各自で調節すること。

2 頭髪等

- (1) 高校生らしく活動的で清潔・簡素な髪型を心掛ける。
- (2) パーマ又はこれに類するもの、毛染め、脱色などの加工を禁止する。また、奇抜・変則的な髪型を禁止する。
- (3) 眉毛の加工は禁止する。
- (4) 化粧、マニキュア、ピアス、アクセサリ、カラーコンタクトなどの装飾品は禁止する。

3 ソックス

ソックスは白、黒、紺、グレーとする。

4 靴

学校指定のグラウンドシューズまたは黒色のコインローファーとする。

5 通学用力バン

学校指定のバッグとする。

6 雨具

カッパ雨具等はすべて華美でないものとする。

7 防寒着等

- (1) 学校指定以外のウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋、帽子等は校舎内では着用しない。
- (2) セーター、ベストを着用する場合は、学校指定のもののみ着用可とする。
- (3) スカート着用時のタイツについては、柄は無地の黒色のみ、肌が透けない厚さのあるものとする。
- (4) 膝かけについて使用を認める。ただし、定期考査またはこれに準ずるものを実施する場合使用できない。